

九州保健福祉大学通信教育部履修規程

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 九州保健福祉大学通信教育部において、授業科目の履修及びこれに関する事項については、九州保健福祉大学通信教育部規程に定めるほか、この規程に定めるものである。

第 2 章 卒業要件

(修業年限)

第 2 条 本通信教育部の修業年限は 4 年とする。

(在学年限)

第 3 条 前条の年限は、疾病その他の事由により延長することはできるが、在学期間は 8 年を超えることは出来ない。

2 2 年次編入学生の在学期間については 7 年とする。

3 3 年次編入学生の在学期間については 6 年とする。

4 4 年次編入学生の在学期間については 5 年とする。

(卒業要件)

第 4 条 本通信教育部を卒業するためには、第 2 条に規定する年限以上にわたり、基礎科目及び専門教育科目の中から、面接授業による単位修得 30 単位以上を含め、合計 124 単位以上を修得しなければならない。

2 編入学生については別に定める。

第 5 条 前項の面接授業による単位修得 30 単位のうち 10 単位までは、放送授業又は遠隔授業により修得した単位に替えることができる。

ただし、編入学生は除くものとする。

(他大学等での既修得単位の認定)

第 6 条 第 4 条第 1 項に定める 124 単位のうち、60 単位を上限に卒業要件として認定することができる。

ただし、編入学生は除くものとする。

第 3 章 履修登録・履修方法

(履修登録)

第 7 条 授業科目を履修し単位修得するためには、本通信教育部が指定する方法により指定された期日までに履修登録を行わなければならない。

2 前項の規定にもかかわらず、所定の履修登録を行わなかった者は、原則当該年度の履修を許可しないものとする。

(履修制限)

第 8 条 本通信教育部に在学する 1 年次から 4 年次の期間中、履修登録できる単位数は 124 単位を上限とする。

ただし、同一科目の再履修登録は含まないものとする。

第 9 条 第 6 条第 1 項に定める 60 単位のうち、入学後に他大学等で修得した単位数は、履修の上限となる 124 単位に含めるものとする。

ただし、入学前の認定された既修得単位はその限りではない。

第 10 条 編入学生に関しては、編入学時に認定された既修得単位を含み 124 単位を上限とする。

第 11 条 履修制限を超えて履修登録を希望する者は、九州保健福祉大学通信教育部納付金納入規程（以下「納付金規程」と称す）第 13 条に従い、別途学納金の納入を行わなければならない。

(科目形態)

第12条 本通信教育部の科目形態は、「印刷授業」(T)、「面接授業」(S)、「メディア授業(放送授業)」(M)、「オンデマンド授業」(O)「併用授業」(TS)、「併用授業」(TM)、「実習」(J)の7区分に大別する。

(科目履修期間)

第13条 科目の履修期間は、1年間とする。ただし、「実習」については、特別な場合に限り延長することができる。

2 「印刷授業」(T)、「併用授業」(TS)、「併用授業」(TM)のT部分について、第19条に定める所定回数の添削課題に合格した者が履修期間中に科目単位認定試験に合格できなかった場合、当該科目のT部分については、次年度以降継続履修として取り扱うものとする。

(4年次までの再履修登録)

第14条 科目履修期間を超えてなお科目修了できない場合は、再履修登録を行うことができる。

第15条 再履修登録を希望する者は、納付金規程第12条に従い、別途学納金の納入を行わなければならない。

(5年次以降の履修登録)

第16条 最短在学年を超えてなお卒業の見込のない者は、5年次以降に履修登録を行うことができる。

2 前項に定める履修を行う場合、納付金規程第6条に従い、学納金の納入を行うものとする。

(卒業の優先事項)

第17条 在学期間中、卒業の要件を満たす場合で、継続履修および超過履修を希望する者であっても、卒業を優先して取り扱うものとする。

ただし、資格取得に必要な単位の取得を希望する者に限り、申し出により第3条に定める期間で、卒業を延期することが出来る。

2 前項に定めた卒業に該当する者が、卒業後においても継続して本学通信教育部の履修を希望する場合は、科目等履修生として取り扱うものとする。

ただし、入学金は免除するものとする。

第4章 授業

(授業方法)

第18条 第12条に規定する授業科目は、原則次に定める授業方法により履修するものとする。

「印刷授業」	本通信教育部指定の印刷教材を主に履修するものとする。
「面接授業」	本通信教育部指定の会場において所定の授業を受けることにより履修するものとする。
「メディア授業」	本通信教育部のメディア教材を主に履修するものとする。
「オンデマンド授業」	本通信教育部のメディア教材を主に利用しオンデマンドにより履修するものとする。
「併用授業」(TS)	「印刷授業」および「面接授業」を併せ行い履修するものとする。
「併用授業」(TM)	「印刷授業」および「メディア授業」を併せ行い履修するものとする。
「実習」	「実習」科目については別に定める。

(科目修了)

第19条 本通信教育部においては、原則次に定める方法により科目修了を認定する。

ただし、授業科目によっては変更される場合がある。

「印刷授業」	2単位につき1回の添削課題を課し、所定回数の合格を得た後、科目単位認定試験の合格をもって修了とする。
「面接授業」	所定の授業に出席し、科目単位認定試験の合格をもって修了とする。
「メディア授業」	所定のメディア授業を受講し、科目単位認定試験の合格をもって修了とする。
「オンデマンド授業」	所定のオンデマンド授業を受講し、科目単位認定試験の合格をもって修了とする。
「併用授業」(TS)	1回の添削課題を課し合格を得た後、科目単位認定試験の合格を得ると共に、所定の授業に出席し、科目単位認定試験の合格をもって修了とする。
「併用授業」(TM)	2単位につき1回の添削課題を課し、所定回数の合格を得た後、科目単位認定試験の合格

「実 習」 を得ると共に、所定のメディア授業を受講し、レポートの合格をもって修了とする。
「実習」科目については別に定める。

(面接授業の休講)

第20条 やむを得ない事情により面接授業が行えない場合は休講とする。
2 その他学長が必要と認めた場合は休講とすることができる。

(面接授業の変更)

第21条 やむを得ない事情により、面接授業会場及び日程が変更されることがある。
2 前項の場合、通信教育事務室は速やかに連絡するものとする。

第 5 章 科目単位認定試験

(試験の種類)

第22条 科目単位認定試験は、筆記試験の受験またはレポート試験の提出により行うものとする。
ただし、特別な事由によりその他の方法により行う場合もある。

(筆記試験)

第23条 筆記試験は、本通信教育部指定の日程及び会場において受験しなければならない。

(筆記試験の方法)

第24条 筆記試験の方法は、次の各号に従って受験しなければならない。

- 一 受験に際しては必ず学生証を提示しなければならない。
- 二 学生証を携帯していない場合は、事前に受験許可証の交付を受けなければならない。
- 三 試験時間は原則として1科目45分間とする。
- 四 試験開始30分を経過した後の受験は許可しない。
- 五 試験開始後30分以内の退出は認めない。なお、途中退出する者は解答を必ず提出して退出し、試験終了まで一切の入室を禁止する。
- 六 その他試験監督者の指示に従わなくてはならない。

(筆記試験の特別配慮)

第25条 身体的事由等、個別の特別な事情がある学生は、事前に申し出ることにより、試験時間・解答方法などについて特別な配慮を行うことができる。

(レポート試験)

第26条 レポート試験は、本通信教育部所定の様式または形式により作成し、指定の期日までに本学に提出しなければならない。

(受験資格)

第27条 科目単位認定試験の受験は、次の各号の一に該当する場合、受験できないものとする。

- 一 科目所定の添削課題に合格していない者
- 二 科目所定の面接授業に出席していない者
- 三 当該科目の履修登録を行っていない者
- 四 所定の学納金納入を行っていない者は全科目の受験を無効とする。
- 五 不正行為により処分を受けた者の当該科目及び当期試験予定科目の受験を無効とする。

(不正行為の処分)

第28条 科目単位認定試験において不正行為が認められた場合、次の処分を適用する。

- 一 当該科目の受験無効
- 二 当該試験期間の全科目受験無効(受験済みの科目を含む)

- 三 当該年度受験科目の全科目履修無効
- 四 その他不正の内容に応じて処分することがある

第 6 章 成績評価

(発 表)

第 29 条 科目の履修状況及び成績は、本通信教育部指定の時期及び方法により発表するものとする。

(成績評価)

第 30 条 成績の評価は 100 点をもって満点とし、60 点以上を単位認定するものである。

2 これを公表する場合は、秀 (S) [100 点～90 点]・優 (A) [89 点～80 点]・良 (B) [79 点～70 点]・可 (C) [69 点～60 点]・不可 (D) [59 点以下]・放棄 (E) [科目単位認定試験、面接授業等の放棄] の評価をもって公表する。

第 7 章 雑 則

(その他の特別事項)

第 31 条 各前条に規定するもののほか、本通信教育部における履修に関し必要な特別事項は、通信教育部教授会の議を経て、学長が別に定める。

附 則 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

ただしこの改正前に入学した学生は、第 12 条、第 18 条、第 19 条については従前の規程による。

附 則 この改正規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

ただしこの改正前に入学した学生は、第 30 条については従前の規程による。

4. 九州保健福祉大学通信教育部納付金納入規程

(趣旨)

第1条 入学検定料のほか、学生より徴収する授業料及びその他の納付金はこの規程による。

(入学検定料)

第2条 通信教育部の入学検定料は10,000円とする。

(授業料及びその他の納付金)

第3条 授業料及びその他の納付金の額は別表1のとおりとする。

(入学年次)

第4条 前条のうち、入学金及び授業料、科目登録料は通信教育部の指定する日までに納入しなければならない。

2 スクーリング履修料は入学後、通信教育部の指定する日までに納入しなければならない。

(2年次以降)

第5条 4月入学生は授業料及びその他の納付金を3月14日に、10月入学生は9月14日に納入しなければならない。

ただし、銀行休業日の場合は翌営業日。

2 スクーリング履修料、実習費は前項の納入日以降、通信教育部の指定する日までに納入しなければならない。

(5年次以降)

第6条 修了要件を満たさず、引き続き5年次以降在籍する場合(休学期間があれば、その期間は除く)の授業料及びその他の納付金の額は別表1のとおりとする。

2 4年次からの継続履修に係る授業科目のみを履修する者は、科目登録料のみの納入とする。

3 前条第1項の規定にかかわらず、5年次以降の学生は通信教育部の指定する日までに授業料及びその他の納付金を納入しなければならない。

(編入学生)

第7条 編入学生の授業料及びその他の納付金の額は別表1のとおりとする。

(納入方法)

第8条 2年目以降の授業料及びその他の納付金の納入は、原則として口座振替により納入する。

(休学料)

第9条 通信教育部規程第17条により休学を許可された者は、別表1に記載された休学料を納入するものとする。

(復学後の授業料等)

第10条 休学後、復学した場合の授業料及びその他の納付金は、入学年度に応じた額を納入するものとする。

(休学料の納入方法)

第11条 休学料は3月14日に、原則として口座振替により納入する。ただし、銀行休業日の場合は翌営業日。

(再履修登録)

第12条 再履修登録を希望する者は、所定の納付金に加え、別表1に記載する再履修登録料を支払うものとする。ただし、面接授業の科目を除く。

(超過履修登録)

第13条 正科生で、124単位(重複科目を含まない)を超えて履修登録を希望する者は、所定の納付金に加え、別表1に記載する超過履修登録料を支払うものとする。ただし、1年次入学時に他大学等で履修した単位を、本学の卒

業単位として認定した単位数は、ここでいう 124 単位には含まない。

2 編入学生で、124 単位（重複科目を含まない）を超えて履修登録を希望する者は、所定の納付金に加え、別表 1 に記載する超過履修登録料を支払うものとする。ただし、編入学時に他大学等で履修した単位を、本学の卒業単位として認定した単位数は、ここでいう 124 単位に含むものとする。

(除籍処分)

第 14 条 授業料及びその他の納付金を、滞納した場合は、通信教育部規程第 26 条により除籍処分とする。

(再入学)

第 15 条 再入学を許可された者は、その入学許可を受けた年度の授業料及びその他の納付金を納入するものとする。

(授業料等の不返還)

第 16 条 既納の授業料及びその他の納付金は返還しない。

(授業料等の改定)

第 17 条 授業料及びその他の納付金は、経済情勢、その他の事情により、在学中でもその額を改めることがある。

(科目等履修生・特別履修生)

第 18 条 科目等履修生及び特別履修生は、入学手続き時に入学金並びに履修登録に応じた科目登録料・授業料等を納入するものとする。

2 入学金、授業料及びその他の納付金の額は、別表 1 のとおりとする。

3 科目等履修生で、翌年度以降、当該科目について継続して履修登録を行う場合や、継続して別の授業科目について履修希望する場合は、入学金を免除するものとする。

(証明書等)

第 19 条 各種証明書の料金は別表 2 のとおりとする。

2 証明書の交付を受けるものは、証明願い、該当料金の郵便小為替並びに返信用封筒を同封の上、通信教育事務室まで郵送するものとする。

(併修制度を設ける専門学校)

第 20 条 提携校の学生から徴収する授業料及びその他の納付金の額は別途定める。

附 則 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 3 条については従前の規程による。

別表1

〈社会福祉学部〉 臨床福祉学科

【正科生】

○学納金

費目	1年次入学生 納付金額	2年次入学生 納付金額	3年次入学生 納付金額	4年次入学生 納付金額
入学金	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円

費目	納付金額
授業料	155,000円
科目登録料	30,000円
合計	185,000円

○5年次以降在籍する場合の納付金

費目	納付金額
授業料	5,000円/1単位
科目登録料	30,000円

○その他の納付金

費目	納付金額
スクーリング履修料	4,500円/1単位
メディア履修料	4,500円/1単位
C D - R 教材費	3,000円/1科目
実習費	80,000円
教育実習費	50,000円
休学料	10,000円
再履修登録料	5,000円/1科目
超過履修登録料	5,000円/1単位
教職科目履修料	5,000円/1単位

【科目等履修生】

費 目	納付金額
入 学 金	10,000 円
授 業 料	5,000 円／1 単位
科 目 登 録 料	1,000 円／1 単位
スクーリング履修料	4,500 円／1 単位
メディア履修料	4,500 円／1 単位
C D - R 教材費	3,000 円／1 科目

【特別履修生】

費 目	納付金額
入 学 金	10,000 円
授 業 料	5,000 円／1 単位
科 目 登 録 料	1,000 円／1 単位
メディア履修料	4,500 円／1 単位
C D - R 教材費	3,000 円／1 科目

別表 2

種 別	発行対象者	手数料	備 考
学 生 証	正 科 生	1,000 円	再交付のみ
在 学 証 明 書	全 学 生	300 円	
学校学生生徒旅客運賃割引証	正 科 生	無 料	
スクーリング受講証明書	全 学 生	300 円	
スクーリング受講予定証明書	全 学 生	300 円	
成 績 証 明 書	全 学 生	300 円	
単 位 修 得 見 込 証 明 書	全 学 生	300 円	
単 位 修 得 証 明 書	全 学 生	300 円	
卒 業 見 込 証 明 書	正 科 生	300 円	
卒 業 証 明 書	正 科 生	300 円	
在 学 期 間 証 明 書	全 学 生	300 円	
科 目 等 履 修 生 証	科 目 等 履 修 生	1,000 円	再交付のみ
特 別 履 修 生 証	特 別 履 修 生	1,000 円	再交付のみ
推 薦 書	正 科 生	300 円	
資 格 取 得 見 込 証 明 書	正 科 生	300 円	
資 格 取 得 証 明 書	正 科 生	300 円	
そ の 他 証 明 書	全 学 生	300 円	